

開発行為又は建築等に関する証明書（適合証明）交付申請 添付書類一覧

① 許可を受けたもの(新築) ② 線引前住宅／増築・改築 ③ 農林漁業建築物 ④ 公共公益施設 ⑤ 市街化区域内

書類の名称	明示すべき事項	①	②	③	④	⑤
1 開発行為又は建築等に関する証明交付申請書	申請者の住所、申請地番は、都道府県から記入すること（住民票どおり記載すること）	○	○	○	○	○
2 委任状	(1) 代理人の住所及び氏名 (2) 代理人が所有している資格 (3) 代理人の電話番号及びFAX番号	○	○	○	○	○
3 位置図	都市計画図に「申請地」を朱囲みして図示すること	○	○	○	○	○
4 公図の写し	法務局公図（原本）の写し ※ 宅地分譲における開発行為の場合、提出すること	※	○	○	○	○
5 土地登記事項証明書	申請日以前6か月以内のもの ※ 宅地分譲における開発行為の場合、提出すること	※	○	○	○	○
6 農振農用地区域除外証明書	(1) 申請日以前6か月以内のもの (2) 申請地が農地（田・畑）の場合、添付すること	—	—	○	○	—
7 求積図	(1) 縮尺 (2) 境界標の種類を記入 (3) 面積（小数点以下第2位まで） (4) すべての辺長（小数点以下第3位まで） (5) 実測図による三斜法又は座標計算 (6) 当初許可時の面積と一致させてください ※ 宅地分譲における開発行為の場合は、提出すること	※	○	○	○	○
8 土地利用計画図の写し ※ 審査済印が押印してある図面の写し	(1) 許可通知書の添付図面と同一のものただし、開発許可後に変更許可又は変更届により、図面が変更している場合は、その変更後の図面を添付 (2) 申請区域を朱囲み	○	—	—	—	—
9 排水施設計画平面図の写し ※ 審査済印が押印してある図面の写し	(1) 許可通知書の添付図面と同一のものただし、開発許可後に変更許可又は変更届により、図面が変更している場合は、その変更後の図面を添付 (2) 申請区域を朱囲み	○	—	—	—	—
10 計画建築物の配置図	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 区域の境界 (4) すべての辺長（小数点以下第3位まで） (5) 計画建築物の位置、用途 (6) 除却建築物等の位置は破線等で明示 (7) 道路の位置 ア 有効幅員 イ 道路番号 ウ 建築基準法該当号 (8) 給水施設（自己居住用は不要） (9) 排水施設 ア 種類（例：vu） イ 寸法（例：φ100） ウ 流水方向（→） エ 放流先の名称（例：公共下水道へ接続） (10) 排水系統別に着色（色指定なし） (11) 建築規制の内容（法第11号区域内における建築規制を受ける場合は「絶対高さの制限は10m」を記載） (12) 既存建築物の法適合性（開発許可・適合証明・建築確認の年月日・番号） ※ 自己居住用の住宅で、かつ、土地利用計画図と排水施設計画平面図を兼ねている場合は、不要とする	○	○	○	○	○
11 計画建築物の平面図（各階別）	(1) 縮尺 (2) 建築面積 (3) 各階別床面積及び延床面積 (4) 建築士の記名、押印	○	○	○	○	○
12 計画建築物の立面図（2方向以上）	(1) 縮尺 (2) 建築物の最高高さ (3) 建築士の記名、押印	○	○	○	○	○

13 都市計画法に適合していることが確認できる書類	前願の許可書等の写し ((1)~(5)のいずれか) (1) 開発許可通知書 (2) 開発登録簿の写し (3) 適合証明書 (4) 建築確認通知書 (5) 既存宅地確認通知書 ※ 開発許可申請と同時申請の場合は不要	※	○	○	○	○
14 既存建築物が線引前住宅であることが確認できる書類	次の(1)・(2)のいずれかの書類 (1) 家屋課税証明書 (2) 建物登記事項証明書	—	○	—	—	—
15 事業計画書	事業を営む場合のみ添付	—	—	○	—	—
16 耕作面積等を証する書類又は生産物の年間総販売額15万円を証する書類	農家証明書等	—	—	○	—	—
17 公共・公益事業であることを証する書類	(1) 設置条例の写し (2) 議会議事録の写し (3) 予算書 (4) 根拠法令 (5) 事業認可書の写し (6) 補助金交付決定通知書の写し	—	—	—	○	—
18 雨水計算書	(1) 必要となる処理量 (2) 施設の処理能力を計算したもの ※ 町仕様の計算シートを使用すること	—	—	—	○	—
19 雨水施設構造図	(1) 縮尺 (2) 施設の種類及び寸法 (3) 使用材料 (4) 浄化槽認定シート	—	—	—	○	—
20 その他町長が必要と認めるもの	申請内容によって、別に書類が必要となる場合があります	○	○	○	○	○

【備考】

- 1 手続規則第21条の規定により、提出部数は2部です。正本の添付書類は原本とし、副本は複写で構いません。
- 2 官公庁署から交付を受けた書類は、申請日以前から6か月以内に交付されたものを添付してください。
- 3 各図面の申請区域を朱書きしてください。
- 4 添付する図面の縮尺は、任意で結構です。
- 5 申請の際は、添付書類Noの順番どおりに添付し、証明手数料6,400円を用意してください。
- 6 開発行為又は建築等に関する証明書（適合証明）交付後における記載内容の訂正は一切できません。このような場合は、再申請になるので十分注意してください。
- 7 土地利用計画図の写しを添付できない場合は、開発登録簿の写し（公印が押印されている土地利用計画図）を添付してください。